自国民より米国最優先

統合幕僚監部の内部文書

暴走・従属の実態

安倍晋三首相が執念を示してきた戦争法。日本共産党が国会で暴露してきた一連の政府内部文書は、戦争法の本質が日本国民の意思も憲法の枠組みをも超えて、新日米ガイドライン（4月に再改定終了）に示された米国の要求の実行が真の狙いであることを浮き彫りにしました。

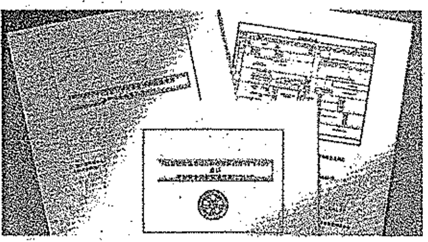

自衛隊統合幕僚監部の内部文書

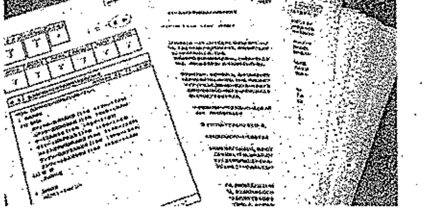

統合幕僚長訪米時の会談結果概要

本質は日米軍事協力指針(ガイドライン)実行法

シリーズ

戦争法 廃止しかない

小池晃議員が7月29日の参院安保法制特別委員会で示した海上自衛隊の内部文書で、米軍ヘリの敵潜水艦攻撃作戦を海自のヘリ空母が洋上給油で支援する事例が判明しました。（図）

1999年に成立した周辺事態法など、従来の海外派兵法では、戦闘行動へ発進準備中の米軍機への給油は盛り込まれていませんでした。

同法制定当時、内閣法制局長官だった大森政輔氏は、この事例を米軍の武力行使との「一体化」に該当し、「違憲」との見解を示しました。（8日、参院安保特）

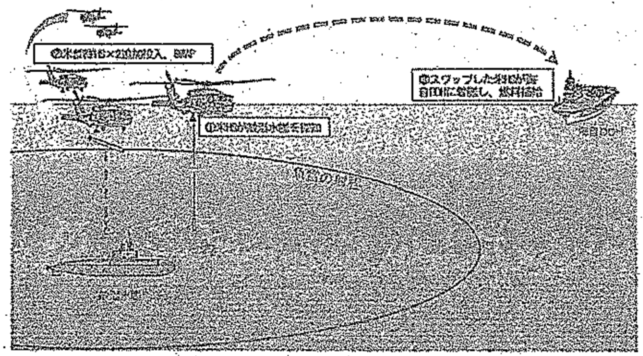

海上自衛隊内部文書から明らかになった、米軍の潜水艦攻撃（左側）を支援する海自ヘリ空母（右側）の事例

海上作戦中の米軍機への洋上給油は、武力行使との「一体化」はいうまでもなく、米軍の武力行使への参加であり、「海外での武力行使」そのものです。

さらに小池氏は8月11日の参院安保特で、自衛隊統合幕僚監部作成の内部文書『日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について』を暴露。文書はガイドラインと戦争法を表裏一体のものとして捉え、ガイドラインを実行する観点から課題を整理したものです。

同文書は5月に作成されましたが、その時点で「8月の法案成立」を見越して、法施行後の部隊運用計画を記した詳細なスケジュール表まで自衛隊幹部に説明していました。

さらに、米軍と自衛隊の「軍軍間の調整所」―日米共同軍事司令部の平時からの設置や共同戦争計画の策定など、国会には一度も説明していない事柄が列挙されています。

決定打となったのは、仁比聡平議員が2日の参院安保特で示した河野克俊統合幕僚長と米高官らとの会談記録です。河野氏は昨年12月の時点で、米軍幹部から「安保法制について予定通り進んでいるか」と問われ、「来年夏までには終了する」と成立時期を約束していました。

自衛隊トップが政治家より先に対米公約する―実力組織の暴走の実態は、日本の若者の血を自ら差し出す究極の対米従属法という本質をさらけ出しました。

来春にも施行へ

訓練加速・任務拡大

戦争法は公布から6カ月以内の施行となり、内部文書のスケジュール表で示されていた運用計画が来年春にも実行に移されようとしています。

㊤多国間共同演習「ドーン・ブリッツ」の一環として行われる実弾射撃演習で意思疎通を図る陸上自衛隊員と米海兵隊員＝1日、米カリフォルニア州サンクレメンテ島（米海兵隊ウェブサイトから）
㊦南スーダンの国営放送局での即効整備を行う陸上自衛隊員。現在は施設整備だけですが、戦争法で「駆けつけ警護」など武器使用任務が加わります（防衛省ホームページから）

最初の適用が狙われているのが、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）へ参加中の部隊です。南スーダンは2013年末に内戦状態に入って以降、繰り返し停戦合意が破られてきており、そもそも日本のPKO（国連平和維持活動）参加5原則を満たしていません。

そのような状態であるにも関わらず、戦争法では、「駆けつけ警護」や「宿営地の共同防衛」の武器使用権限拡大を検討しています。他国要員が現地民などに襲われた場合は、自衛隊が加勢しての戦闘が可能になります。

PKOの能力向上については、多国間共同訓練「カーン・クエスト」（6月、モンゴル）に訓練部隊を初めて送り、治安維持活動など実戦形式の訓練をすでに本格化させています。

このほかにも、小池氏が暴露した統幕内部文書には、▽「軍軍間の調整所」を含む同盟調整メカニズムの運用開始▽米軍の武器等防護を行うための交戦規則（ROE）の策定―などを今後実施する方針が明記されています。

これらは現時点で実行されていないとみられますが、戦争法の施行を待たずに検討を具体化させるのは確実です。

また防衛省は、今年度予算で東アフリカ・ジブチの基地強化に向けた調査を先取りで進めており、来年度から事業化する可能性があります。米軍との会談記録で河野氏がジブチ基地の用途拡大にふれているように、現行の海賊対処活動での活用に限らず、PKOや中東・アフリカでの米軍の戦争を支援する「兵站（へいたん）」活動の拠点として強化するものです。

新ガイドラインを具体化し、自衛隊が米軍の戦争に地球規模で参戦する動きを食い止めるために、一刻も早い戦争法の廃止が求められます。

9/23
赤旗